

第30回UBEビエンナーレプロモーション業務委託 仕様書

1 業務の目的

宇部市では、令和6年秋に第30回UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）を開催する。UBEビエンナーレは、「最も長く続いている野外彫刻展」としてギネス世界記録に認定された野外彫刻の国際コンクールである。本業務は、市内外の20代から40代に訴求力のあるオープニングイベントの開催及び都市部でのプロモーションを実施することにより、本市の野外彫刻の魅力を発信し、節目となる第30回展への来場者の増加を図ることを目的とするものである。

2 業務の名称

第30回UBEビエンナーレプロモーション業務

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 目 標

第30回UBEビエンナーレ開会日から2週間の期間に35,000人の来場者を達成すること。目標に達していない場合は、会期全体の来場者数目標110,000人の達成に向けて対策を講じること。

5 業務内容

(1)オープニングイベントの企画・運営

第30回UBEビエンナーレのオープニングに合わせて、会場となるUBEビエンナーレ彫刻の丘（屋外空間）で、トークイベントや参加型のパフォーマンス等、集客力のあるオープニングイベントを実施すること。業務には、造作物の制作、会場設営、出演者との交渉、イベントの進行を含むものとする。

実施場所 山口県宇部市野中三丁目地内 UBEビエンナーレ彫刻の丘（ときわ公園内）

実施日 令和6年10月27日（日）

対象者 市内外の20代から40代の方

情報発信 ・当該イベント及び第30回UBEビエンナーレの集客につながる効果的な情報発信を行うこと。

・ウェブサイトやSNSでの情報発信に有効なショートムービー（15秒程度、1本以上）を制作すること。

特記事項 ・雨天の場合は、屋内での実施または次週への延期など、代替案を実施すること。

・造作物やムービー等の制作には、適宜クリエイターを起用し、UBEビエンナーレの魅力が視覚的に伝わる内容となるよう工夫すること。

・イベント等の出演者には、著名人を起用する等、集客につながるよう工夫すること。

・UBEビエンナーレロゴについては、既存のものを使用すること。

(2)都市部プロモーションの企画・運営

首都圏の集客施設を会場に、第30回UBEビエンナーレのPR展を行い、会期中1回程度、話題性のあるトークイベントを実施すること。業務には、造作物の制作、会場設営、PR展の運営、出演者との交渉、トークイベントの進行を含むものとする。

実施場所 首都圏の集客施設

実施時期 令和6年8月から11月までの期間のうち1週間～2週間程度

情報発信 ・当該イベント及び第30回UBEビエンナーレの話題性の向上につながる効果的な情報発信を行うこと。

・ウェブサイトやSNSでの情報発信に有効なショートムービー（15秒程度、1本以上）を作成すること。

特記事項 ・制作物（造作、ムービー等）の制作には、適宜クリエイターを起用し、UBEビエンナーレの魅力が視覚的に伝わる内容となるよう工夫すること。

・トークイベントの内容に沿った著名人を起用すること。

・UBEビエンナーレロゴについては、既存のものを使用すること。

6 その他の提案事項

本業務の仕様は、現在、市が最低限必要と考えているものであり、専門的な立場から、本業務の費用の範囲内で効果的な提案が可能な場合には、積極的な提案を行うこと。

7 運営上の要件

(1) 実施体制

受注者は、本業務の履行に関し、業務責任者を置くとともに、業務のメイン担当を明確化し、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 履行方法

業務の受注者は業務を実行するにあたり、市と十分な調整を行うこと。

(3) 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し提出すること。また、本業務を円滑に遂行するため、市は受注者に業務の進捗状況について定期的に報告を受けるほか、随時報告を求めることができる。

(4) 業務報告

本業務が完了したときは、完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、委託業務実績報告書を本市に提出して検査を受けること。
なお報告書には、委託業務の実施内容及び成果を含めること。

8 成果品

(1) ショートムービー

情報発信のため制作したコンテンツのデジタルデータを納品すること。

(2) 業務完了報告書（任意様式）

実施内容及び記録写真を業務完了報告書として1部提出すること。

(3) その他

業務において制作したものなど、本市が必要と認めたもの。

9 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、宇部市文化振興課とする。

9 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 関係者との連絡・調整は、原則として受託者が行うこと。
- (3) 業務の履行に当たり必要な権利処理は、受託者の責任と費用負担において行うこと。
- (4) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 受託者は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項で必要があるときは、本市と受託者とが協議して定めるものとする。